

令和7年11月定例会 総務委員会（付託）

令和7年12月10日（水）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長	吉岡	健次
プロジェクト統括監	木野内	敦
政策統括監	阿部	順次
次長	大岡	士郎
秘書室長	一ノ宮	哲也
外事室長	藤川	忠大
政策推進室長	高木	和久

〔企画総務部〕

部長	佐藤	泰司
広域行政担当部長	島田	浩寿
副部長	高崎	美穂
参事	横田	勤
次長（財政課長事務取扱）	布施	貴史
次長（行政改革担当）	福岡	克己
政策企画課長	内海	はやと
法制監察課長	森本	伸一
人事課長	小山	高弘

自治研修センター所長	倉橋 文代
職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平島 充祐
情報政策課長	穂葉 圭司
情報政策課行政DX推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
-----	-------

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
-----	------

〔出納局〕

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【追加提出議案】（提出議案（追加）、補正予算（案）の概要（追加分）、
説明資料（その2））

- 議案第20号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- とくしまDX推進HUB「toku-Noix（とくのわ）」の開設について
（資料1-1、資料1-2）

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより知事戦略局・企画総務部関係の審査を行います。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに

に、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

11月県議会定例会に追加提出いたしました案件につきまして、令和7年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

今回追加提出いたしました案件は、予算案が第20号の1件、条例案が第21号から第28号までの8件の計9件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第20号の1件、条例案が第21号及び第22号の2件でございます。それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、去る11月25日開催の総務委員会において、知事等特別職の期末手当の改正について、質問日2日目、一般質問の日に提出する旨御説明したところでございますが、現時点で準拠する国特別職の期末手当の改正がなされていないことから、今議会中での改正条例案の提出を見送ることとし、引き続き、国の状況等を注視しながら対応を検討したいと存じます。

続いて、補正予算案につきまして御説明いたします。

令和7年度11月補正予算案の概要（追加分）を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、令和7年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み改正する関係給与条例に基づき、職員給与の改定が行われること等に対応し、給与を正確かつ円滑に支給するため、人事給与システムの改修経費の補正を行うものであります。

補正予算額といたしましては、1、一般会計予算の総額の第6号補正予算額に記載のとおり2,474万5,000円となっております。

2 ページを御覧ください。

上段（1）に記載のとおり、今回の補正については、繰越金におきまして、歳入の補正額を計上いたしております。

また、下段（2）に記載のとおり、歳出につきましては、総務費におきまして、補正額を計上いたしております。

3 ページを御覧ください。

歳出の性質別の内訳を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

追加提出案件の全体状況につきましては以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その2）に基づきまして、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の追加提出案件の概要を御説明いたします。

3 ページを御覧ください。一般会計補正予算の歳入歳出予算総括表でございます。

総括表一番下の総計欄、左から3列目を御覧ください。

補正額は、2,474万5,000円でございます。

その右隣を御覧ください。

補正後の合計額は、諸局を含めまして、1,321億987万3,000円となっております。右の欄に財源内訳を記載しております。

4 ページを御覧ください。補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

情報政策課でございます。

区分、一般管理費の摘要欄、人事給与システム改修事業の経費として2,474万5,000円の補正をお願いしております。

先ほど追加提出案件の全体状況で御説明させていただきましたとおり、関係給与条例等の改正に対応するため所要のシステム改修を行うためのものがございます。

5ページを御覧ください。その他の議案といたしまして、条例案が2件ございます。

①職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本県の一般職の給与について、人事委員会勧告に基づき、令和7年度の改定とともに、在宅勤務等手当の新設などを行うものであります。

7ページを御覧ください。

②会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

常勤職員の給与との均衡を考慮し、本県の会計年度任用職員の給料の改定や手当の新設について必要な事項を定めるなどの改正を行うものであります。

以上で追加提出案件の説明を終わらせていただきます。

島田広域行政担当部長

続きまして、企画総務部から1点御報告申し上げます。

資料1-1を御覧ください。とくしまDX推進HUB「toku-Noix（とくのわ）」の開設についてでございます。

この度、徳島駅クレメントプラザにとくしまDX推進HUB「とくのわ」を開設しました。施設概要にございますとおり、とくのわは徳島駅クレメントプラザの5階にあります。日曜・祝日を除き開館しておりまして、イベントやセミナー、コワーキングスペースなどの用途に御利用いただけます。

なお、資料1-2として、施設の外観等が分かるものを掲載させていただいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

2の設置目的でございますが、産学官民が連携して地域課題の解決に取り組む、共に創る共創の場、さらにDXをはじめとした人材の交流・育成を行う拠点でございます。

3の運用開始スケジュールでございますが、令和7年11月4日から試行的な運用を開始しており、令和8年1月下旬から本格的な運用を開始する予定でございます。

企画総務部関係の報告事項は以上でございます。よろしくお願いたします。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

私からは、報告のあったとくしまDX推進HUB「とくのわ」についてお聞きします。

産学官民が連携して地域課題の解決に取り組む共創の場、DXをはじめとした人材の交

流・育成の拠点ということですが、どのような問題意識の下設置されたのか、また、どのように活用していくのか、考え方を教えてください。

穂葉情報政策課長

ただいま福山委員より、設置の目的等につきまして御質問を頂きました。

近年の少子高齢化、人口減少の進行に伴い、地域課題が複雑多様化する中、産学官民が連携して地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが求められていると認識しております。

そこで、産学官民が連携して地域課題の解決に取り組む、共に創る共創の場として、またDXをはじめとした人材の交流・育成を行う拠点として、徳島駅のクレメントプラザにとくしまDX推進HUB、愛称とくのわを創設し、11月4日から一般の方への開放を行い、試行的な運用を開始いたしました。

とくのわでは、企業、大学、行政、県民の多様な関係者が集まって、地域が抱える課題を共有、マッチングし、解決に向けたプロジェクト形成などの連携を支援するとともに、セミナー、ワークショップ、交流会などを開催し、参加者が様々なスキルや知識を習得できる機会を提供することで、デジタル技術も活用できる実践型のDX人材を育成していくこととしております。

徳島駅という交通結節点にある立地を生かしまして、様々な職業や立場の方々に御利用いただき、また県庁の各部局や市町村とも連携し、県内における人材の交流と循環を促す中核的な役割を担うことを目指しております。

福山博史委員

とくのわについて、11月4日から一般の方への開放を行っているということで、開設から約1か月たちますが、開設後の利用状況はどうなっているのでしょうか。

穂葉情報政策課長

ただいま福山委員より、開設後の利用状況につきまして御質問いただきました。

とくのわは、関係者向けの内覧期間を経まして、去る11月4日から一般の方への開放を行い、試行的な運用を開始したところであり、開設からまだ間もない期間ではございますが、地域課題の解決に向け、公募により選定した企業や団体とともに、観光や交通、医療、教育といった分野でのデジタル技術の実装に向けた実証実験を行う、官民協働プロジェクト推進事業のワーキンググループの開催、学生やエンジニア、自治体職員が共に学び交流する機会を創出し、地域課題をデータの力で解決することを目的としたアーバンデータチャレンジ2025の徳島拠点におけるキックオフイベントの開催、また、南海トラフ巨大地震の際に災害対応、復旧・復興に取り組む人々が官民の垣根を越えて連携し、徳島県における災害対応力向上を目指す防災チッカイギin徳島の開催など、既に様々な団体等と連携した取組を実施しているところです。

特に、防災チッカイギin徳島は、防災DX官民共創協議会や防災庁構想とも関係が深い団体であります、一般社団法人耐災害デジタルコーディネーションセンター主催の下、開設後初の大規模イベントとして開催しまして、徳島県からは情報政策課のほか、危機管理

部も参加し、関係部局連携の下、組織横断的に対応したところでございます。

福山博史委員

早速様々な取組が行われたということですが、今後更なる利活用の推進に向けてどう進めていくのか教えてください。

穂葉情報政策課長

ただいま福山委員より、今後の利活用の方針につきまして御質問いただきました。

今後は、現在の試行的運用期間において利用者のニーズを的確に把握し、コミュニティの形成を促進するとともに、県庁内の関係部局や市町村との連携の場としての活用も図ってまいります。また、定期的を開催するイベントの検討などを進め、より一層のコンテンツの充実を図り、来年1月下旬にグランドオープンすることを予定しております。

とくのが、単なる場所の提供にとどまらず、人と人、技術と課題をつなぐ、共に創る共創・交流の拠点となり、地域課題の解決とDX人材の育成を通じて、徳島県全体の活性化に寄与できるよう、引き続き取り組んでまいります。

福山博史委員

とくのがの取組が、徳島県全体の活性化に大きく寄与することを期待しております。

梶原一哉委員

何点かお聞きしたいと思います。

今、知事がタイ、韓国、香港とか、様々な海外へ向けての発信に熱心に取り組んでおられまして、その姿勢は評価しております。

その成果をどういうふうに測っていくのかを県民の方に知らしめていくのも非常に大事な点だと思いますので、そういう観点から少し質問させていただければと思います。

まず、タイとの交流についてお伺いします。

6月議会でもお聞きしておりますけれども、知事は昨年10月28日から31日にかけて、経済ミッションで県内事業者の方々と共にタイを訪問し、タイ投資委員会と工業省産業振興局と産業連携に関する覚書を締結されました。そして、この覚書締結に当たって、知事は記者会見で、人口減少が進む日本において販路拡大やインバウンド、生産性向上などの観点から、海外との連携の重要性を強調されております。

この経済ミッション団は11月にも訪問されておりますけれども、タイは日本企業の進出も大変多くて、経済や人材交流、また様々な分野で連携の余地が大きい相手国であります。

つきましては、タイとの交流について、現在の進捗状況を教えていただければと思います。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま梶原委員から、タイとの交流につきまして御質問を頂きました。

本県では、本年を国際化元年と位置付け、地理的、歴史的な結び付きを有し、経済成長を続けているアジアをターゲットに、世界や地域とつながり、互いに学び合い、共に発展

を目指すインターローカルの理念の下、交流の拡大による地域活性化や地域の課題解決を進めているところであり、タイにつきましては、経済、観光、文化など、幅広い分野で交流を深めることが期待でき、本県の国際化をけん引する中核的なパートナーの一つであると重視しております。

タイとの交流につきましては、これまで駐日タイ王国大使館や総領事館との人的ネットワークを構築するとともに、令和6年2月のジャパンエキスポタイランドでの阿波おどりを通じた文化発信、昨年6月のタイ王立舞踊団の徳島公演の開催、10月の経済ミッション団による企業訪問や商談会の実施、さらに委員お話しの投資委員会及び工業省産業振興局との産業連携に関する覚書締結など、交流を深めてまいりました。

また、今年度に入ってから、令和7年4月に工業省産業振興局の協力により、徳島県アジアデスクをバンコクに開設し、派遣職員を常駐させ、県内企業の現地での事業展開や販路開拓を支援するとともに、去る11月には経済交流拡大に向けて経済ミッション団を派遣し、現地バイヤーなどとの商談会を実施したところでございます。

加えまして、本年5月には、タイの地方自治体であるプーケット県とも覚書を締結し、経済や観光など様々な分野で地域間交流を進めているところでございます。

この結果として、タイからの宿泊者数はコロナ前の令和元年の810人泊から、令和6年には2,330人泊と、約3倍の大幅増。また、昨年10月のタイ経済ミッションの後、新規顧客のマッチングにより、県内事業者において輸出につながっている、取引量が増加しているといった成果を伺っていると、担当部局からも報告を受けているところでございます。

今後とも、タイとの交流が県内経済の活性化や国際人材の育成など、多方面での成果につながるよう取り組んでまいります。

梶原一哉委員

県職員さんもバンコクに駐在させて、本格的にアジアの市場を開拓していこうということでやられていると思いますが、既に令和6年にはタイからの宿泊者数が2,330人で、コロナ前の令和元年の810人から約3倍ということで、成果が表れているようであります。

続いてお聞きしますが、タイの政府のみならず、タイの自治体であるプーケット県とも交流しているとお聞きしております。去る5月13日にこのプーケット県と交わした覚書では、経済、文化など、様々な分野での協力が明記されております。

締結後、半年たった現在の進捗状況を教えていただければと思います。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま梶原委員から、タイ・プーケット県との交流につきまして御質問を頂きました。プーケット県との交流につきましては、本年5月13日に、当時のソポン・スワンナラット県知事と経済、文化、防災など幅広い分野で連携を進める交流推進を目的とする覚書を締結いたしました。

この訪問団が徳島に来県されたんですけれども、この際、今後の交流や政策の連携、経済交流へと発展させることを目的に、阿波おどり会館、大塚国際美術館、県立防災センター、上勝町ゼロ・ウェイストセンターなど、文化や防災、観光、環境の分野で、徳島の先進的な事例を見ていただくとともに、県産食材のPR、さらには県内企業との交流会や

観光協会、旅行業者との意見交換会などを実施したところでございます。

また本年7月には、バンコクの徳島県アジアデスクがプーケット県から招待を受けましてヘルスケア分野のイベントに出席し、現地関係者とのネットワークづくりを進めるとともに、9月からは徳島県アジアデスクとプーケット県の防災部局で、防災分野での協力についても協議を開始しているところでございます。

さらに、去る11月のタイへの経済ミッションではプーケット県庁を訪問し、今後の交流推進に向け経済、観光、防災など、幅広い分野で意見交換会を行うとともに、本県からの参加企業がプーケット商工会議所をはじめ、現地の企業関係者と販路開拓とか事業展開に向けた意見交換、また現地視察を行ったところでございます。

このようにプーケット県と様々な分野で実務的な交流も進めておりまして、今後とも両地域がメリットを享受できるよう関係部局と連携し、交流促進に取り組んでまいります。

梶原一哉委員

プーケットというと、一般の方は、観光でリゾート地ということのほかになかなか思い浮かばないんですけれども、県として経済、観光、防災も含めて幅広く交流するということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。やはり一般の県民の方は、先ほど申し上げたように観光が一番にぱっと思い浮かんでくるのだらうと思いますので、経済、観光、防災といった分野でどういうことを行っていくのかとか、こうした交流の成果をしっかりと情報発信する必要があると思います。

今後どういう形で、県民、また事業者の方々に、県もこうしたことにチャレンジしているというのを発信されていくのか、改めて伺いたします。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま梶原委員から、県民や事業者の皆様への、こういった交流の進捗や成果の情報発信について御質問を頂きました。

海外との交流は、本県が抱える様々な課題の解決や地域経済の活性化、さらには青少年の育成に直結する重要な取組であり、この効果を県民や事業者の皆様にも十分実感していただくためには、事業の進捗や成果を分かりやすく、適切なタイミングでお伝えすることが重要であると認識しております。

このため、県政だよりOUR徳島をはじめ、県の公式広報による分かりやすく体系的な情報発信、県公式SNSによる写真や動画を交えてのタイムリーな情報発信、また関係事業者や団体への丁寧な情報共有、情報発信など、多様な媒体を組み合わせることで多くの県民の皆様にも広く周知が行き渡り、交流の進捗を身近に感じていただくことはもとより、県内企業の海外展開や販路開拓、さらには若者の国際交流機会の拡大につなげられるよう努めてまいります。

今後とも、経済、観光、防災教育など関係部局と連携し、地域活性化や地域の課題解決を進めるとともに、海外交流の進捗と成果が見える化し、県民や事業者の皆様にも分かりやすくお伝えできるよう取り組んでまいります。

梶原一哉委員

せっかく徳島県アジアデスクをバンコクに開設されたということですので、しっかりこの成果が表れるように取り組んでいただければと思います。

県内の企業さんにとったら、海外進出はなかなかハードルが高いように皆さん思われている方も多いので、そういう意味では徳島県アジアデスクを足掛かりにして、何かやってみたいという方も今後増えるかもしれませんので、そこら辺の事業者の方々に対する周知と情報発信を、今後しっかり行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、公用車の電気自動車への転換についてお伺いいたします。

昨日、庄野委員からF C V、燃料電池自動車についての質問がありましたが、国は2035年までに、新車販売については電動車100%を実現するという方針を示しておりますけれども、県の公用車について電気自動車への転換をどのように進めていくのか、教えていただければと思います。

千崎管財課長

ただいま梶原委員から、公用車における電気自動車の導入状況について御質問を頂きました。

県におきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、環境負荷の低減と持続可能な社会の構築を目指し、令和6年3月末に策定しました徳島県GX推進計画に基づき、2030年度までに電気自動車やプラグインハイブリッド車など、電動車の100%導入に向け、取り組んでいるところでございます。

公用車につきましては、代替可能な電動車がない場合を除き、新規更新を行う場合は全て電動車とし、うち10%を電気自動車とする目標を掲げております。

本年11月末現在の公用車におけます電動車の導入状況につきましては、県が保有する公用車全898台のうち電気自動車は7台、水素自動車の燃料電池自動車が5台、プラグインハイブリッド車が3台、ハイブリッド車が202台となっており、電動車の割合は全体の24%、電気自動車の割合は0.7%となっております。

今後は、各自動車メーカーにおけます電気自動車の車種のラインナップ拡充や、バッテリー性能の向上に伴う航続距離の延伸などにより、県外出張など、これまで導入が難しかった用途におきましても電気自動車への代替が可能になってくるものと考えており、車両の更新時期を捉え、業務内容や地域特性を考慮しながら、順次、電動車への更新を検討することとしております。

梶原一哉委員

今お聞きすると898台のうち24%がF C VやE Vに変わっているということですが、何年に898台を全て電動とかハイブリッドにするという目標はあるのですか。

千崎管財課長

電動車の導入目標ですけれども、2030年度までに代替可能な電動車がない車を除き、全て100%とする目標を掲げているところでございます。

梶原一哉委員

2030年ですね、もうすぐだと思えるんですけども、大事なことですのでしっかり推進をお願いします。

推進に当たっては、EVの充電設備も一緒に設置を進めていかなければいけないと思いますが、県有施設のEV充電設備は現在15か所あると聞いているのですけれども、今後の拡充についてどのようなお考えを持たれているのか教えてください。

千崎管財課長

ただいま梶原委員から、充電設備の設置計画についての御質問を頂きました。

県有施設における充電設備につきましては、生活環境部においても設置を進めていただいているところであり、現在、急速充電器が6基、普通充電器が15基の合計21基を設置し、公用車の運行に支障がないよう運用を行っているところでございます。

公用車の電動化を推進するには充電インフラの整備が不可欠であることから、整備に当たりましては技術革新による充電性能の向上や公用車の電動化の進捗状況、また庁舎の電力需給バランスなどを総合的に勘案する必要があるため、過剰な設備投資とならないよう現場のニーズも的確に把握しながら、車両の導入台数や使用頻度の増加に合わせて、必要な場所に、必要な時期に順次設置を進めていくという、需要に応じた柔軟な整備を行っていく方針でございます。

今後とも、生活環境部や施設所管課の協力の下、持続可能な公用車の管理体制の構築に努めてまいります。

梶原一哉委員

今、必要に応じて、過度の設備投資にならないようにと言われましたけれども、そのようにしっかり進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に今、国で審議されております重点支援地方交付金についてお伺いいたします。

今、国では総額2兆円の補正予算が国会で審議されておりますけれども、今後は県に交付金額が示されてくると思いますが、今回の補正予算についてのお考えと方向性をお聞かせいただければと思います。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

重点支援地方交付金と追加の経済対策の関係の補正予算につきまして質問を頂きました。

去る11月28日に、国において重点支援地方交付金の拡充でありましたり、防災・減災、国土強靱化を推進いたします公共事業を含めました総額18.3兆円の経済対策補正予算案が閣議決定されたところでございます。

この経済対策の効果を一日も早く県民の皆様や事業者の皆様にお届けするために、すぐに対応が必要なものにつきましては、本県の補正予算案の今定例会閉会日の提案に向けまして、現在編成作業を進めているところでございます。

先日の本会議でも御説明させていただいた内容とも重複いたしますけれども、追加提案いたします補正予算案につきましては、物価対策として国の経済対策に先んじて既に開会日に提案しております、中小企業者等の生産性向上支援と併せまして、県民の皆様や事業

者、農林水産業者や医療・介護・福祉事業者の皆様に対し、重点支援地方交付金などを活用することにより、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えてございます。

また、防災・減災対策といたしましては、地震津波対策でありましたり、気候変動に対応する流域治水の推進でありましたり、また暮らしに密着したインフラの老朽化対策などの県土強靱化を推進してまいりたいと考えてございます。

加えまして、現在審議中でございます国の補正予算が決定した後も、引き続き情報収集に努め、来年度の県の当初予算の編成と一体的に、更に必要な対策につきまして2月補正予算として計上いたしまして、県民や事業者の皆様様の安心安全の確保や持続的な地域経済の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

梶原一哉委員

国は推奨のメニューとして、水道料金の減免やLPガスの使用世帯への給付、また学校給食費の支援、事業者の方向けには畜産業の飼料高騰対策とか特別高圧電力への支援とか、様々なメニューを用意しておりますけれども、とにかく即効性があるって、年明け早々には県民の皆さんにこれ良かったねと喜んでいただけるような、効果を実感いただけるような事業をよく吟味して選んでいただければと思います。

今回、大型の補正予算で、県民の皆さんも本当に物価高騰で大変な思いをされていますので、是非その辺はしっかり吟味して、どういうところに配分していくのか、手を打っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

近藤諭委員

私からは1点だけ、指定管理者制度の見直しについて御質問させていただきます。

事前委員会で指定管理者制度の見直し方針についての御報告がありましたが、またこれに先立ち6月の委員会では、本年度の指定管理者公募手続においては競争性の確保を図るとともに、施設の特性に応じて県外企業等の参入を促進するための応募要件の一部緩和を行うとの報告があったところですが、まずは今年度の公募結果において、新たな事業者が指定管理候補者として選定された事例がどのくらいあったか、現状を教えてください。

小山人事課長

ただいま近藤委員から、今年度の公募状況についての御質問を頂きました。

令和7年度の指定管理者の公募手続に当たりましては、県議会及び包括外部監査からの御指摘も踏まえまして、応募者の資格要件について県外企業が県内企業と共同して応募する場合、これまで県内企業が主たる役割を担うべきとしてきた要件を課さないことといたしまして、県内企業の育成等にも引き続き配慮を行いながら、競争性の確保やノウハウを有する県外企業の参入促進による施設価値、県民サービスの向上を図ることとしたところでございます。

御質問いただきました今年度の公募状況でございますが、各施設所管部局において公募を行いました更新対象施設8施設のうち1施設、具体的には徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）におきまして、県外企業を代表者とする共同事業体を新たな指定管理者候補として選定いたしまして、本定例会において指定管理者の指定に係る議案を

提出させていただいているところでございます。

近藤諭委員

一部施設では新たな事業者が指定管理者候補に選定されたということではありますが、見直しの効果も表れ始めているものと受け止めます。

競争性の確保や新規参入の促進については、指定管理者が変わればいいというだけでなく、多くの事業者が施設に関心を持っていただきながら、指定管理者を含め事業者同士が切磋琢磨することで、結果として施設の運営の見直しや県民サービスの向上につながることを改革の目的ではないかと考えております。

今年度の公募において、最終的な応募や選定には至らなかったものの、県内外の事業者が新たに関心を持っていただき、例えば問合せとか説明会への参加者が増えているという実績は出ているのか教えてください。

小山人事課長

ただいま近藤委員から、今年度の公募に当たっての説明会への参加状況について御質問を頂きました。

今年度の指定管理候補者の公募実施に当たりましては、競争性確保に向け応募要件の緩和のほか、各施設所管課におきましても積極的な周知、広報活動など、様々な取組を進めていただいたところで、結果として公募を行った更新対象施設8施設におきましては、前回は12社であった現地説明会参加者が今回計44社に増加し、うち半数となる22社については県外事業者が御参加いただくなど、指定管理施設やその公募に係る県内外事業者の皆様に関心、認知度におきましても一定の成果が表れているのではないかと認識しております。

委員お話しのとおり、引き続き多くの事業者の皆様に関心を持っていただきながら、競争性が確保されることで、既存事業者も含めてサービス向上が図られることが重要であると考えておきまして、今後も施設の在り方や公募の在り方の見直しを進めることが重要ではないかと考えております。

このため、積極的な周知広報はもとより、この度の制度改革パッケージに盛り込みました民間企業等へのサウンディング調査の場なども活用するとともに、新たに設置する第三者組織での御意見等も踏まえながら、今後とも指定管理者制度における更なる競争性の確保と県民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

近藤諭委員

引き続き競争性の確保については積極的な取組を進めてほしいと思いますが、もう一方の視点としましては、応募要件の緩和や新規参入の促進などに当たって、雇用環境への配慮についても考えをお聞きしておきます。

指定管理者制度や各施設の見直しを継続的に進めていくに当たっては、各施設で日々働いておられる方々の労働条件の確保や地域雇用の継続性についても重要な視点として持ち続けることが必要と考えますが、この点について現状はどのように取り組んでいるのか教えてください。

小山人事課長

ただいま近藤委員から、労働条件の確保と地域雇用の継続性についての御質問を頂きました。

県外事業者の参画促進を含めた様々な制度見直しを進めることと併せまして、指定管理事業者における適正かつ安定的な労働条件の確保を図っていくことが重要な課題であると認識しております。

このため今年度からの公募要件の緩和に当たりましては、あわせて全施設を対象としまして、県内雇用や施設職員の雇用の安定性への配慮について募集要項への明記を行うこととさせていただいたところでございます。

なお、応募要件の緩和後におきましても、引き続き県外企業のみでの応募を認めているものではなく、この度の新たな指定管理候補者として選定されたアスティとくしまにつきましても、代表事業者である県外企業に加え、現在の指定管理者を含む2社の県内事業者が共同事業体として参画しているところでございまして、今後、指定管理者として議決いただいた際には、共同事業体内で雇用面も含め、適正な役割分担に係る詳細な検討が進められるものと考えているところでございます。

加えて、この度取りまとめを行いました制度改革パッケージにおきましては、適正な労働条件の確保を図るための労働環境のモニタリング強化を新たに掲げているところでございまして、今後、労働環境に係る県によるモニタリング審査の実施や第三者組織への報告など、詳細な実施スキームを検討の上、競争性の確保など施設価値の向上に向けた見直しとも一体的に、指定管理事業者における適正な労働条件の確保に向けても、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

近藤論委員

今後とも、県内外の事業者や外部有識者の意見もしっかり聞いて、事業者の労働環境にも十分配慮した上で、指定管理者制度の見直しを積極的に、継続的に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

達田良子委員

徳島県の様々な施策に県民の皆さんの御意見を反映させていくことについて、どういうふうにしているのか、お尋ねしたいと思います。

今回、県民の皆さんの御意見がこういうふうに寄せられましたということで、いろんな施策についてパソコンで検索しますとずらっと出てきたんですけども、この中で特に大事なのが徳島新未来創生総合計画ではないかと思うんです。

県の中心的な総合計画ですので、これに県民の皆さんの御意見がどう反映されているかという点でお伺いしたいのですが、徳島県総合計画審議会と、e-モニターアンケート、これは毎年やっていると思うんです。それからパブリックコメントもやりますということですけども、e-モニターアンケートは今年もやっていますし、去年もやられたので、たくさんの御意見が寄せられていると思うんです。

通常 of いろいろなパブリックコメントに比べたら、御意見がたくさん寄せられているという感じがするんです。どのパブリックコメントを見ましても、非常に御意見が少ない場

合が多いんですけれども、e－モニターアンケートにつきましては、非常にたくさんの御意見が寄せられていると思うんです。

ただ、これにつきましては、e－モニターアンケートが200名となっております。その方たちが御意見を寄せてくれたということですが、こういうふうに御意見を寄せていただけるのであれば、このモニターをもっと増やすべきではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

内海政策企画課長

e－モニターについての御質問を頂いたところです。

徳島新未来創生総合計画におきましては、様々な意見を頂く手段の一つとしてe－モニターアンケートを実施させていただいております。今、委員からお話がありましたように、200名の方に御意見を頂くような手はずを取っていただいております。

このe－モニターアンケートにつきましては、県民ふれあい課で所管させていただいております。そちらで実施していただいているところでございます。

達田良子委員

このモニターさんからは、いろいろな施策に対して御意見を出していただけていると思うんですけれども、そもそもこの200名のモニターさんは、どういうふうにして選ばれているのか、それとも応募されているのか、どういうふうになっているのでしょうか。

古野司委員長

小休しましょうか。

所管外になるのですね。

（「同じ総務委員会ですけど、生活環境部」と言う者あり）

部が違うということなので、続いての質問はありますか。

達田良子委員

ずっといろんな施策についてプロセスシートが出ているんですよね。ですから、いろいろな御意見が寄せられていて、それがどういうふうに徳島新未来創生総合計画に取り入れられているのか。議員も議会で様々な意見を述べさせていただいたりしますけれども、県民の皆さんの御意見を取り入れるのは非常に大事なことだと思うんです。

御意見の中には非常に厳しい意見もありますし、また徳島県が非常に良い県だと評価されている方もいらっしゃいます。

ですから、この御意見を頂いて、そして今の計画の中にどういうふうに取り入れてきたのか、主な点をお聞かせいただけたらと思います。

内海政策企画課長

達田委員から、徳島新未来創生総合計画へ県民意見をどのように反映させてきたのかという御質問がございました。

この計画につきましては、まず2024年度に新たに大きく全体を見直して策定し直したと

ころでございまして、その時におきましてはe－モニターアンケート、またパブリックコメント等々を通じまして、県民の皆様からたくさん御意見を頂いたところでございます。

また県議会の皆様からも、様々な御意見を頂いた上で全体を構成し、また中身についても文章の修正等をさせていただいて作り上げたところでございます。

一つ一つにつきましては今、手元に資料がないのですが、全体に県民の皆様の見解が本当にたくさん散りばめられていると我々としては考えているところでございますので、これからも御意見を頂く中で、しっかり取り込めるものにつきましては入れて、なるべく反映させていきたいと考えております。

達田良子委員

県民の皆さんの御意見を取り入れていく、その時その時に、いろんな御意見があると思うんです。

徳島新未来創生総合計画のそもそものが、人口減少しています、労働力が不足してきます、今、徳島県だけの問題ではありませんが、全国的にこれが静かな有事なんだと捉えられて、その上に大きな地震が来るかも分からない、そういう中で、住みよい徳島をつくっていくためにどうしたらいいかを、行政だけでなく、いろんな方の御意見を頂いて、計画を立てていくことが、今求められていると思うんです。

ですから、今申しました、このモニターさんはどうやって選んでいるのですかと、所管外かも分かりませんが、全てのいろんな計画について、たくさんの御意見を頂くためにはちゃんと横の連携をとって、一人でも多くの方に御意見を頂けるような体制をとっていくことが大事だと思うんです。その点で、私は、モニターさんをもっと増やしたらどうですかと言わせていただきたいと思います。

様々な御意見がありますが、徳島市の方がもちろん人口が一番多いので一番御意見が多いんですけれども、全県的に見てみましても、人口比率から見たら、もっと御意見が出てもいいのと思うような数なんです。

ですから、東部の方だけでなく、南部、西部からも、どうやったら住みよいまちになるのかという御意見をどんどんと寄せてもらっていただきたいと思います。職業別とか住所別で御意見を寄せていただいた人数も載っていますけれども、もっと寄せていただいてもいいのではないかと思います。

いつものパブリックコメントよりは御意見が寄せられているんです。良い取組だと私は思います。

ですから、もっと御意見を頂けるような工夫をしていただきたいと思います、まず申し上げておきたいと思います。

それで今、徳島に住んでいる方の御意見で、このモニターさんから寄せられているのは、県政に対する関心について、非常に関心がある、それからある程度関心があるという方がほとんどなんです。皆さん関心があって御意見を寄せてくださると思います。

関心がないという方は余り多くないのですが、余り関心がございませぬという方が22人いらっしゃるのですけれども、その理由は何ですかというと、県民個人の意見が県政に取り入れられていると思えないからという方がほとんどです。関心がない方の中の半分以上が、言っても何もしてくれないのではないかという思いがあるわけなんです。

でも、県民の皆さんが意見を寄せてくれて、そしてこういう計画になりましたというのが示されれば、どんどんと御意見が増えてくるのではないかと思います。

その点で言えば、県民の皆さんが寄せてくれたおかげで、こういう計画が立てられていますという部分ですね、この計画を立てた皆さんが、ここが目玉です、ここを強調したいというところがありましたら教えていただけたらと思います。

内海政策企画課長

徳島新未来創生総合計画の策定に当たりまして、県民の意見をどのように反映しているのか、目玉はという御質問でございます。

頂いた意見は本当に様々なものがございます。一つ一つ伝えるとなると、なかなか御紹介は難しいのですけれども、やはり御意見の基本というのはベースになる基本構想の部分の文章の中に入ってきていると考えております。

細かな計画につきましても、御意見を頂いたものがそれぞれに入ってきているところがございます。先ほどお話がありました厳しい御意見も真摯に受け止め、そういったことも含めて計画はしっかり策定していきたいと考えております。

達田良子委員

厳しい意見もありますけれども、徳島に愛情を持って暮らしておられる方も多いわけで、住みよい徳島、自慢できるような郷土であってほしいと願う方が多いわけです。

たくさん御意見を寄せられているので、私としては個人の御意見を取り上げて、それに賛同というわけにはいきませんが、高齢者に優しい、子育てしやすい、そして安全安心が守れる、そういう徳島であってほしいという御意見が非常に多いと思います。

ですから、それを是非取り入れて、また今回も、毎年見直しをされていくと思いますので、そういう反映をしていただけるように、是非お願いしておきたいと思います。

それともう1点は、e-モニターアンケートだけではなくて、パブリックコメントにもっともっと御意見を寄せていただけるような工夫をするべきだと。どの施策もそうですけれども、パブコメをやるのですが、やっていること自体を余り知らない方も多くて、なかなか御意見がたくさん寄せられない現状もあると思います。

パブコメをもっともっと知っていただいて、もっと御意見を寄せていただくという取組を是非やってほしいのですけれども、その点お伺いしておきます。

内海政策企画課長

パブリックコメントにつきまして、もっとたくさん御意見を頂くようにという御質問でございます。

パブリックコメントの運用に当たりましては、広く県民の皆様に知っていただくことが、委員のお話のとおり重要であると考えておまして、県庁内の県庁ふれあいセンターをはじめ、県立博物館、とくしま県民活動プラザ、その他県民局等々、各機関でも周知させていただいております。

さらに、市町村の御協力を頂きまして、市町村でも周知いただいたり、さらには県内の大学におきましても広報の協力を頂いているところでございます。

今後とも、より多くの皆様に県政に参画いただいて活発に御意見を頂けるよう、誰もが分かりやすい資料作成についても心掛けて、周知広報の充実に更に努めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

次はパブコメが令和8年2月に予定されているということですので、この時に是非、多くの県民の皆さんにこの計画を知ってもらえて、御意見も寄せていただける、そういう取組を是非お願いしておきたいと思えます。

続きまして、毎年頂いている職員の給与等に関する報告及び勧告の人事委員会の報告です。

これを見ますと、職員の健康増進という欄があるんです。職員さんが元気に働ける、生き生きと働いておられることが、県民も生き生きと暮らしていける、そういう基になると思えます。

本会議でもそういう御指摘がございました。私はとても大事なことだと思うんですが、この中で全国的な傾向なんだけれども、本県でも精神疾患を原因とする長期病休者が増加しているという、非常に気になる指摘がございました。

精神疾患を原因とする長期病休者の状況はどういう状況なのか、教えていただけたらと思えます。

小山人事課長

ただいま達田委員から、精神疾患による長期病休者の状況について御質問を頂いております。

直近の状況として、令和7年11月1日時点における病気休職者及び30日を超える病気休暇を取得している者は27名という状況でございまして、そのうち精神疾患が原因となっている職員については22名という状況でございまして。

達田良子委員

男女別は分かりますか。

古野司委員長

小休します。（11時31分）

古野司委員長

再開いたします。（11時32分）

小山人事課長

御質問いただいた点について、男女別というのは直ちにデータとして持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございません。

達田良子委員

また分かりましたら教えていただきたいと思います。

ただ、27名の長期病休者のうち22名、ほとんどの方が精神疾患が原因でお休みされているということなんです。

風邪を引いたとか、インフルエンザにかかったとか、怪我をしたとかとはまた違って、治るまでに非常に長期に及ぶとか、治ったように見えてもまたぶり返してしまうという点で、非常に丁寧にケアしていかないと健康状態が元に戻らない場合があるかと思うんです。

それで、精神疾患を患った上に、そういうのが続きますと内臓疾患とかにつながってくる場合もありますので、しっかりと健康を取り戻すケアが必要だと思うんです。

まず、精神疾患を防ぐこと、そして一旦なってしまった方がどういうふうに戻って職場に復帰できるかというケアですね、そういう点でどういうことをされているのかお尋ねいたします。

山名職員厚生課長

職員のメンタルヘルスケアにつきましては、徳島県職員心の健康づくり推進計画に基づきまして、まずメンタルヘルスの正しい知識やメンタル不調者の実務的対応を学ぶ階層別研修や、メンタルヘルスの重要性やストレス対処法を学ぶ新規採用職員等を対象とした研修の開催、まずは職員自身の気付きを促し、職員のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるストレスチェックやメンタルヘルスセルフチェックの実施、そして職場不適合状態となる前の早期発見と医療等の適切な対応として、嘱託医や保健スタッフ、医師及び臨床心理士によるメンタルヘルス専門相談など、相談窓口の整備などにより発症の予防的対策に現在取り組んでいるところでございます。

一方、職員が長期病休、退職などに陥った場合につきましては、当該職員に対しましてメンタルヘルス嘱託医、人事課及び職員厚生課の担当者から成るサポートチームを作りまして担当者の所属と連携しながら、円滑な職場復帰と復帰後のサポートを実施しております。

今後とも、こうした事業実施によりまして、職員が心身ともに健康で安心して働くことができる活力ある職場づくりに向けて、メンタルヘルス対策に取り組んでまいります。

達田良子委員

様々な取組はされていると思うんですけれども、例えば令和6年に精神疾患でお休みをされていた方で今年になって復帰できた方の数とかは分かるのでしょうか。

小山人事課長

復帰者の状況についてもただいま持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

達田良子委員

できましたら、各年度に御病気で休まれていた方がどれぐらいの人数いて、そして一番長いお休みが何箇月ぐらいで、それで治って職場に復帰できましたという状況が分かれば有り難いです。

それに関連してですけど、精神疾患になるのは、ものすごく長時間働き詰めで働いたと

か、それから人間関係とか、いろいろな要因があると思うんです。その要因を取り除かなければ、幾ら職場に復帰しても、またぶり返してしまうことがあるのではないかと思うんです。

ここで、人事委員会から指摘されておりますのが、管理職や担当リーダー等の、職員に応じた対応方法を学ぶラインケア研修にも取り組んでおられるんですけども、こうした研修によって、部下、同僚に対するケアに加えて立場、職責に応じた自らのケアを学ぶ機会を提供するなど、当該職員はもとより関係所属の管理職等に対する組織的フォローの強化に積極的に取り組まれたいと指摘されております。一般職員だけではなくて、管理職の方とか担当リーダーも精神疾患になってしまうおそれがあるわけです。

ですから、職責に応じた自らのケアを学ぶことが大事ですよと指摘されているんですけども、そういう点で、ケアの方法とか、何か研修していることがありましたら教えていただけたらと思います。

山名職員厚生課長

達田委員から、階層別のメンタルヘルス研修につきましての御質問かと存じます。

職場において、部下を管理監督する立場にある管理監督者及び担当リーダーにつきましては、職場における心の健康づくり対策のキーパーソンでございます。日常的に職員の心の健康状態を把握するとともに、職場環境を改善し、率先して明るい職場づくりに取り組むことが求められております。

具体的には、職員に応じたメンタルヘルス研修ということで、まずはメンタルヘルスマネジメント研修といたしまして、所属長や副課長等の管理職員を対象に、令和7年度につきましては、現場で必要なメンタルヘルスとラインケアをテーマといたしまして、職場環境調整の技術の講義を行っております。

また、担当リーダーを対象といたしましたメンタルヘルス実務者研修につきましては、メンタル不調となった職員の具体的事例を交えまして実務者としてどう対応するのか、また、部下や上司とのコミュニケーションの取り方、また自身のセルフケアなどにつきまして講義を行っております。

職責や立場に応じて具体的な役割を自覚していただく階層別研修は、組織的な対応力の向上のために極めて有効であると考えております。

今後もこうした研修の実施によりまして、職員が心身ともに健康で県民サービスを維持、向上できるよう、対策に万全を期してまいりたいと考えております。

達田良子委員

様々な取組によって、病気になることがない職場にしていきたいと思っております。

それで、ここで職員の心身の健康や職場環境に悪影響を及ぼすということで、職場におけるハラスメントも指摘されているんですけども、職場におけるハラスメントで、こういう事例が何件ぐらいとか、そんなのはあるのでしょうか。

小山人事課長

ハラスメントに関する御質問を頂きましたけれども、冒頭に、先ほど御質問いただいた

件で答弁できなかった部分について補足させていただきます。

まず、病気休暇の男女別の内訳ですけれども、全体で27名のうち男性が19名、女性が8名となっております。精神疾患につきましては、男性が15名、女性が7名となっております。

あわせて、復帰者の状況のデータはないのですが、試し出勤制度がございまして、これを活用した職員については、令和6年度は30人が利用し29人が職場復帰いたしましたので、御報告させていただきます。

それと、御質問いただきましたハラスメントに関しましては、セクハラ、パワハラ等の相談件数という形にはなるのですが、平成11年6月に窓口を設置してございまして、令和7年4月1日現在までの相談件数といたしましては累計で87件となっており、うち令和6年度につきましては7件という状況でございます。

達田良子委員

そのハラスメントの傾向がどういうものなのか。実際に私も孫がおりますけれども、今、若い年代というのは小さい時から怒られて育つことが余りないんですよ。ですから、人に言われたこと、注意されたことに対して非常に気にしたりとか、そういうのがあるのではないかと思うんですけれども、だからといって、病気になるほうが悪いわけではないのです。やはりダメージを受けるわけです。

ですから、気を付けないといけないと思うんですけれども、このハラスメントの傾向は、どういう内容のものが一番多いのでしょうか。

小山人事課長

ただいま、ハラスメントの傾向ということでの御質問を頂きました。

令和6年度の相談件数は7件で、内訳としましては、1件がセクハラ、6件がパワハラとなっておりまして、内容としましては、上司による指導について、人によって態度が違うとか、あるいは上司に相談しても真摯に対応してもらえなかったといった相談が寄せられているところで、全体の傾向として、どういうものが多いという統計的なものはございません。

達田良子委員

いろいろな状況があると思うんですけれども、とにかく上司の方は一生懸命指導しているつもりであっても、受け止めるほうは、言われて気にしてパワハラだと感じてしまうというのがあるかも分かりません。

ですから、そういう中で職場環境を良くして、ちゃんとパワハラとかの話ができる、こういうのがなくなってほしいと職場の中で話ができるような関係があればいいんですけれども、黙って受け止めて、辛抱してという、だんだん悪くなることがありますので、ハラスメントに対する対応の方法も是非考えていただいて、ハラスメントの原因があるところはずっといいますと絶対に治らないと言われておりますので、そういうのも工夫する必要があります。

ですから、県民の命を守り暮らしを守ることがまず第一の職場で、職場の中で健康が守

れないという実態があるのであれば、それは正していかなければいけないと思いますので、是非、有効な方法をみんなで話し合っ解決していけるような職場にさせていただいて、精神疾患でお休みする方が少なくなるように希望しておりますので、是非よろしく願いいたしまして質問を終わります。

庄野昌彦委員

今の達田委員の職員の健康管理は、非常に重要な課題でございます。私も本会議でも言わせていただきましたけれども、せっかく県庁に入って、いろんな仕事をして、県民のために頑張っておられる方々が退職まで元気に仕事ができるような方策を、是非とも私からもお願いしておきたいと思っております。

それと、先ほど梶原委員から知事の海外出張の件がございましたけれども、私も、トップである知事さんの一番大きな課題というか、知事、市長さん、首長さんもそうですけれども、危機管理だと思うんです。今、全国を見ていまして、つい先日も東北、青森のほうで震度6強の地震があって、その対応が本当に急がれます。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

それで、徳島県でも山火事なんかも起こりましたし、また今も群馬県の妙義山の辺りでも山火事が続いたりして、その陣頭指揮を執るのは知事だと思っております。

そういう中で、海外に出張するということは、それだけ徳島県の行政から少し離れる、地理的に離れることでございます。どれだけ回数が多いかよく分かりませんが、最近言われておりますのが、知事が県庁内で在籍する日数が少ないのではないかという指摘もございます。私もどれが正解か分かりませんが、そうした危機管理のことを考えれば、公務出張がいけないわけではないけれども、徳島県は南海トラフ巨大地震、津波が喫緊の課題として非常に大きく言われておりますので、極力、庁内にいられるときはいて、まさかのときはそれに対応することが必要なんだろうと思っております。

先日の東北の地震においても、高市総理さんも午前2時ぐらいには首相官邸に来て、関係閣僚も集まってその対応にみんなで当たるということで、私は、首長さんは24時間気の抜けない大変な仕事だろうと思っております。

そういう面では、海外に行くのもいいですけれども、庁内で業務をきちんとかなすことも重要な一つの問題だと思っております。

それで、事前委員会でもありましたので、知事戦略局から知事の海外出張一覧を頂きました。

令和6年度で5回、令和7年度で7回、そのうち費用につきましては、令和6年度が218万454円、令和7年度が、済州の11月1日から4日、ソウルの11月10日から12日、タイのプーケット、バンコクの11月17日から11月20日の分につきましては、この三つは精算中ということでございますけれども、101万3,688円でございます。

それで、令和6年度の10月27日から10月31日に行ったタイのプーケット、バンコクは先ほど梶原委員が言われた覚書の日なのですかね。ちょっと聞いていたら、経済、観光、防災とかの交流について覚書をまいたのは、令和6年10月27日から31日に行ったタイのプーケットとバンコクだろうと思いましたがけれども、この旅費が0円になっています。これは覚書をまいた重要な会議で公務だと思うのですが、なぜ支給が0円になっているのでしょ

うか。合っていますか、私が言っているのは。

事前に聞いた話だと、公務と公務以外の分が入り混じっているので、知事から旅費は要らないということだと聞いたのですが、それは事実なのでしょうか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

ただいま庄野委員から、令和6年10月のタイにおける知事の旅費について御質問を頂いたところでございます。

知事の出張時における旅費の支給に当たりましては、当然のことながら旅費条例等関係規定に基づきまして、公務に関わる旅程についてのみ支給しているところでございます。

先ほどおっしゃいました当該タイ出張につきましては、公務と公務以外の旅程ということでございましたので、我々の判断としましては、旅費を支給していないところでございます。

庄野昌彦委員

通常、覚書をまくことは非常に重要な公務であると思います。それは公務だと思うんですけども、公務と公務以外が出張中混在しておったので旅費は支給しなかったというのは、それはそれで納得はするのですけれども、県を代表して覚書に行っていたということから考えると、少しどうなのかなと非常に思いましたのでお聞きいたしました。これはこれで置いておきます。

あと、知事は公務以外に私費で海外に行っていると思うのですけれども、それは把握されているのですか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

ただいま庄野委員から、知事の公務以外の行動について把握しているのではないかとというような御質問を頂いたと認識しております。

まず私ども、知事の公務を担う我々の置かれている状況を少し御説明させていただければと思います。

地方自治法によりまして、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表するとともに、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行すると規定されております。こうした県政全般の多岐にわたる事務が、いわゆる知事の公務に当たると認識しております。

一方でおっしゃるように、知事には公務以外に、例えばプライベートな時間とか、政治的な会合への出席、いわゆる政務活動と呼ばれているものがあるかと思っております。これがいわゆる知事の公務と公務以外。我々、地方公務員につきましては、地方公務員法において、職務専念義務や政治的行為の制限が規定されていることに鑑みまして、公務以外の活動への積極的な関与はすべきでないと考えているところでございます。

庄野昌彦委員

私が言いたいのは、知事が私用、公務以外で、例えば海外へ行く時もあると思うんです。それは、私が最初に申し上げた危機管理という面からすると、国内にいれば別ですけど

も、海外に行っていた時に非常に大きな地震とかがあった場合、知事と連絡が取れなければ困りますよね。だから少なくとも、公務以外で、例えば海外に行って、どこに行っているということを把握しておかなければいけないと思うんです。

目的が何であれ、何日から何日までは海外に私用で行っているということを把握して、何かあったら連絡しなければいけないでしょう。だから、知事がどのぐらい行っているかどうかそこまでは聞きませんが、その把握はされているのですか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

知事が不在時、若しくは海外に仮にいらっしゃる場合の連絡体制で申し上げますと、例えば知事不在時に、南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合には、知事におかれましては常時、災害時優先電話を持っていただいております。これにつきましては当然ながら国内のみならず海外でも使えるものでございます。

例えば、知事が災害対策本部長として迅速に意思決定を行える体制もその形で整えているとともに、万が一、知事と連絡が取れない際には、災害対策本部運営規定によりまして、副知事でありますとか、若しくは危機管理部長の順位で、その職務を代理することとしておりまして、県庁全体の組織として危機管理体制を整えているところでございます。

庄野昌彦委員

大体、知事が、国内、国外を問わずどこでもつながる携帯電話を持っているから大丈夫ということと受け止めましたけれども、例えば私用でタイに行くとか、そういう場合はどこに行っているという把握は、知事の後援会や事務所からは、特にそれは知らなくてもいいということなのですか。それは分からないわけですか。何日から何日にちょっと私用で行ってくるというのは、これも把握されていないのですか。把握されていなくて、把握する必要もないとお考えですか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

庄野委員から、知事の公務以外の日程についての把握でございますけど、先ほど申し上げました、我々は地方公務員法で様々な制限を受けているところでございます。

私の認識としましては、知事の公務以外のスケジュール等については、知事の個人事務所把握されているものだと考えています。

庄野昌彦委員

県庁の方が、今、知事がどの辺にいるのかというぐらいは、私用であっても、例えば三、四日空けて海外に行く場合だったら、誰かが知っておいたほうがいいのかなと思って聞いたわけでございます。

これもそもそも、首長さんは24時間、例えば大きな事故とか、それから危機管理事象が生じた場合に、いち早く駆け付けて危機管理体制を整えて、関係部署に対策を要望することも必要でございますので、そういう面で発言させていただいたところでございます。

古野司委員長

午食のため、休憩いたします。（11時59分）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

質疑をどうぞ。

立川了大委員

午前に庄野委員からもございましたけど、私からも、知事の県庁不在の日数が多いのではないかということでお伺いさせていただきます。

報道によると、知事が11月は県庁にほとんどいないと、11月の開庁日18日のうち知事が在庁するのは7日、約6割は県庁にいないことになっていると。その記事の中で、公務なしの計5日間について一ノ宮秘書室長が、公務以外で知事がどこにいるかは国内と国外を含めて把握していない、連絡は付くので問題ないと話されたところなのですが、この問題ないというのは、何がどう問題ないのかをお答えください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

立川委員から、知事の所在の把握に関して何をもって問題ないのかという御質問を頂いたところでございます。

午前中の庄野委員への回答でも申し上げましたように、我々、地方公務員につきましては、職務専念義務や政治的制限が規定されているところで、公務外の活動への積極的関与はしていないところでございます。

問題ないということでございますけれども、知事が例えば公務以外の予定で登庁されない場合におきましても、昨今のこういう時代でございますので、通信インフラが整っておりまして、例えば電話回線とかインターネット回線を経由して容易に連絡も取れるというところで、あと知事は災害時優先電話を携帯しているというところがございます。

こういう状況を含めまして、知事が公務以外の理由で登庁されなくても、こうした手段によって連絡を取るなり、指示を頂くなり、若しくは報告するなりいたしまして、平時、有事を含めまして、知事の公務遂行体制という観点から問題ないと申し上げたということでございます。

立川了大委員

これ以上聞いても、庄野委員と一緒にですけど、同じような答えだと思うので、これだけにしておきます。また疑念というか疑義が生じたら、改めてお聞かせいただきたいと思っておりますので、今日はこれで終わっておきます。

岡本富治副委員長

代表質問でも申し上げたんですが、過疎対策について少しだけというか、過疎のことを分かってほしいという思いで質問します。

限界集落という言葉が出たのですが、その辺をもう少し詳しくお願いします。

平島地域連携課長

ただいま岡本副委員長から、過疎地域における限界集落についての御質問がありました。

本県における人口減少は深刻な課題となっております。例えば20年前に全国過疎問題シンポジウムが徳島県で開催されました平成17年と比較しますと、総人口約81万人から現在約68万人まで減少、人口減少率が約16%であるのに対し、過疎地域における減少幅は約30%に達しており、県全体の平均を大きく上回るスピードで人口減少が進行しております。

また、先ほど限界集落のお話がありましたけれども、過疎地域等を対象といたしました国の調査によりますと、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める、いわゆる限界集落の割合については、同じく20年前は25.6%であったのに対しまして、現在では2倍以上となる62.1%となっております。これは全国平均の約4割、四国平均の約5割と比較しても高い水準になっているところであり、人口減少や高齢化の深刻化により地域活力の低下も危惧されるなど、大変厳しい状況であると認識しております。

このような中、さきの岡本副委員長の代表質問におきましても、美波町の「にぎやかそ」、いわゆるにぎやかな過疎の略語でありますけれども、人口減少という現実を受け入れつつも、地域内の人の交流や経済活動はにぎやかであることを目標にしておりまして、そういった過疎の取組についても重要であると考えております。

岡本富治副委員長

極めて厳しいのですが、後期5か年計画が来年から始まりますね。それで何をするか、今までの成果とこれから何をするかというのをもう少し詳しく教えてください。

平島地域連携課長

ただいま岡本副委員長から、これまでの過疎対策の成果と今後後期計画が始まります過疎対策についての御質問を頂きました。

まず、これまでの成果といたしまして、県ではこれまで過疎地域の人口減少を食い止めるため、命を守る道路網や汚水処理施設等のハード整備に加え、サテライトオフィスの誘致など、ハード、ソフトの両面から積極的な対策を展開してまいりました。

その結果、サテライトオフィス誘致数は神山町や美波町を中心に100社を上回り、柔軟な働き方の普及や関係人口の増加に一定の成果が表れているところでございます。

一方で、生活環境において過疎地域以外との格差是正は道半ばであると認識しており、市町村からもインフラ整備はもとより、住民生活に直結した子育て環境や医療・福祉の確保など、きめ細やかな対策を求める切実な声も頂いているところでございます。

こうしたことから、今後の展開といたしまして、地域の声にしっかりと対応するため、現在、県では過疎方針に基づき、移住交流の促進、産業振興などを盛り込んだ新たな過疎計画の策定を鋭意進めているところでございます。

あわせて、市町村においても、年度内の過疎計画の策定に向け、現在、事前協議を進めているところでございまして、今後とも市町村がハード、ソフト両面から過疎対策を推進できるよう、過疎対策事業債をはじめ、国の交付金など有利な財源の活用に向けて、しっかりと伴走型で取り組んでいきたいと考えております。

岡本富治副委員長

過疎対策事業債の話があったんですが、本会議で市町村振興資金の貸付枠の拡大とか、もう一つは新たな財政支援制度の創設の答弁を頂きました。どうなるのか、まとめて答弁ください。

林市町村課長

ただいま岡本副委員長より、代表質問において知事から答弁させていただいた市町村振興資金貸付金と新たな財政支援制度の創設について御質問を頂いたところでございます。

まず、市町村振興資金貸付金につきましては、過去3年間の貸付実績といたしまして、令和4年度は約6億4,000万円、令和5年度は約5億6,000万円、令和6年度は7億2,000万円となっているところでありまして、貸付規模の拡大につきましては、これまでの貸付実績や今後の市町村のニーズ等を踏まえまして、市町村にとって使いやすく分かりやすいものとなるよう制度改正をさせていただきまして、規模の拡大を目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、新たな財政支援策の創設につきましては、現下の人口減少局面におきまして、市町村、特に過疎地域を抱える市町村が多く課題に直面する中、県と市町村が共に取り組むべき、ここ二、三年の喫緊の課題に対しまして、勝ち抜くことができるよう、現在、鋭意、制度設計を行っているところでございます。制度の大きな方向性といたしましては、徳島新未来創生総合計画の基本理念であります、未来に引き継げる徳島の実現に資するよう、先ほど御説明させていただきました市町村振興資金貸付金と併せまして、ハード、ソフトの両面から、市町村の取組をしっかりと支援する制度にしてまいりたいと考えているところでございます。

岡本富治副委員長

市町村振興資金貸付金の拡大ですが、そもそも少ない、非常に少ないよね。だから、ちゃんと拡大というか、PRもずっとしなければいけないし、そんなのがあって新たな支援制度を創設しないといけないという話なので、それをしっかりやってくれたら大分良くなると思うのですが、正直、本会議でも言ったけど、過疎対策とか過疎というのは、杉本元議員がずっと言っていたのだけど、ほとんど語られないというか、過疎は過疎で置いておいたらいいのではという雰囲気になっているので、皆さんに御理解いただく意味で質問しているのです。

市町村振興資金貸付金は、もう少し頑張っているところ言っていて、さきの金額では本当に少ないのです。

新たな支援の創設はとても大事なので、先ほど言った少ない部分をそこでちゃんと補ってほしいと、かなりの額をそう思うんです。

過疎債は7割が返ってくるからいいよねと過疎地域でない人は思っているのだけど、7割をくれても残り3割ができないと借りられないのです。そこを理解してもらわないといけない。

普通に聞いたら7割あるからいいなとみんな言うのです。でも、こんな厳しい状況では残り3割ができないのです。

その手当てをきちんとしてあげない限り、本会議でも言ったけど、次の10年はないのではないのかという話です。

県もそうですが、貯金と借金、だから基金と地方債、そういうのを午前中にいろいろ調べまして、地元のことから言うと、例えば上勝は58億円の貯金があって35億円の借金があるのです。委員長のところは幾らだったかな、那賀町は、102億円あるんだけど借金が126億円あるのです。小松島は実は一番悪いです。経常収支比率があって、これは本当かなと思うのだけど、小松島市が99.9%です。これは危機的状況なんです。

これをずっと全部の市町村で経常収支比率を見たら、正直に言いますけど、過疎地域は意外といいのです。数字が意外といいのです。

でも、それであれしたらいけないので、一つの例を言うと、先ほど出た美波町は、借金が78億2,500万円あるんです。すごい額がある。貯金は30億5,000万円しかないのです。

全部言う時間がなくて言わないのですが、例として挙げて、問題は美波町の78億2,500万円の地方債の中に過疎債がどのくらい入るか、これは計算が難しいと思うのだけど、上手に説明してくれませんか。計算の仕方はいいから。これは簡単には出ないよね。でも、みんなそうなっているのです。分かる範囲で。

林市町村課長

ただいま岡本副委員長より、美波町の過疎債、全体の地方債の中の過疎債の占める割合について御質問を頂いたところでございます。

先ほどの副委員長のお話のとおり、美波町の令和6年度決算見込額で、全体の地方債残高につきましては、令和6年度末で78億円となっているところでございまして、そのうち過疎対策事業債における令和6年度末の地方債残高につきましては、約27億円となっているところでございます。

岡本富治副委員長

78億2,500万円で27億円ぐらい。そこまでいくと、単純にそこを引いてしまうんだよね。引いたらこれぐらいだから大したことがないと思うのだけど、最初に言ったように大したことがあるのです、これは。かなりある。

だから、これはやっている面白いのだけど、ただ、ずっと過疎のことを言っているけど、市町村課と地域連携課が今は本当に連携してくれて、有り難いと思っているんですよ、1年前から見ると。あれはひどかったから。

でも、今は単なる例を言ったけど、そういう中身をちゃんと理解していただかないと、まれに地方債でも辺地対策事業債もあるかも分からないし、いろんなのがあるから、そこはちゃんと見てほしいね、市町村課の課長さんに。

昔は、市町村課はすごい課だったのです。今は過疎と同じように、余り注目されない課になってしまっているのですね。それはおかしいのです。

市町村がしっかりしていないとうまくいかないのです、これ以上は言いませんが、本当に過疎の中の、市町村の中の状況を、普通は小松島の99.9%はないよ。市町村課長から見たら、これはと思わなければいけない。何かをしなければいけない。

全然余談だけど、1年前に保育料無償化の質問をして、知事がやりますと答弁をくれて、

次の朝6時ぐらいだったか、小松島市長から電話があつて、非常に良いことなんですけど、うちはお金がありませんと。だから4月にできなかった。

そういうのを分かってあげないといけないと思うので、これ以上は言いませんが、もう一回言いますが、過疎地域のことをよろしく願いして、終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、
議案第8号、議案第20号、議案第21号、議案第22号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願について、国の動向等を説明させていただきます。

令和5年10月、ハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃によって、一般市民が犠牲となるとともに、多数の人が人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が、自国及び自国民の安全確保のために、ハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行い、これまで多くの方が被害を受けております。

こうした中、日本政府においては、今年8月に、日本を含む26か国及びEU外相による共同声明におきまして、ガザ地区の壊滅的な人道状況に対する緊急対応を強く求めるとと

もに、9月24日には、国連総会の首相演説においてイスラエルによるガザ市への地上侵攻を強く非難し、作戦の即時停止を求めました。

10月には、ガザ紛争終結のための包括的計画の合意により人質解放が実現し、停戦が発効されましたが、その後もガザへの攻撃は散発的に継続しており、11月12日には、G7外相共同声明におきまして、この合意された和平計画への強い支持を表明し、計画の確実な履行を求めています。

日本政府においては、引き続き外交努力を通じ関係国、関係機関と緊密に連携しつつ、人道状況の改善、復興及び統治に関する国際的な取組に積極的に関与し、長期的な地域の平和と安定の確保に向け、粘り強く取り組んでいるところです。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第16号、「徳島県平和の日」の条例制定を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第16号、「徳島県平和の日」の条例制定を求める請願について、御説明させていただきます。

平和の日に関する条例については、全国47都道府県のうち、東京都が東京都平和の日、沖縄県が沖縄県慰霊の日と2都県がそれぞれ条例を制定しております。

本県では、昭和57年に徳島県議会において、核兵器廃絶による恒久平和を求める県民全ての思いを受け止め、非核の県宣言を議決いただいております。各種団体等とも連携しながら、毎年終戦記念日のある8月を中心に、平和に関する資料の展示、懸垂幕や横断幕の設置、各種メディアを通じた広報等に努めているところです。

特に、今年度においては、終戦から80年という節目を迎え、県立博物館で戦争の記憶を伝える特別展示を行うとともに、市町村と連携し、平和啓発ポスター展のリレー開催を行いました。

直接戦争を体験した世代が少なくなる中で、これらの活動は、平和の尊さを伝え、戦争の悲惨さを風化させない、非常に重要な取組であると認識しております。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

庄野昌彦委員

さきの9月定例会でも採択していただきたいということで少し意見を言わせていただいて、本会議閉会日にも理由を述べさせていただいたんですけれども、なぜ7月4日なのかという議論もあるように聞いておりますので、なぜ7月4日を徳島県平和の日にしてくださいということが出てきたのかを少し申し上げたいと思います。

1945年7月4日、終戦の年でありますけれども、今年で80年になりますが、アメリカ合衆国のB29爆撃機による無差別爆撃を受けて、この空襲によって徳島市の市街住宅区の74%が廃墟となって、市の全人口の6割に当たる約7万人が被災し、死者約1,000人、負傷者約2,000人とされる甚大な被害がもたらされました。徳島県内ではこのほかにも、少なくとも35か所、死者309人、負傷者301人以上の空襲被害が出ております。

徳島大空襲は、徳島県内であった空襲にあっても、群を抜いて大きな被害がもたらされていて、被災者は県内の親戚や縁者などを頼って身を寄せて、命をつないでまいった次第であります。

そして、北は鳴門市、西は市場町、南は阿南市でも、この空襲によって天が真っ赤に見えたなどと、赤く染まった夜空がその後も語り継がれることになりました。

こうしたことから、とくしまピースネット80は、多数の県民が犠牲となった第2次世界大戦下での徳島大空襲をその象徴的な惨禍と捉えて、7月4日を徳島県平和の日とすることで、改めて不戦平和の誓いを確かなものとし、持続可能な平和社会の実現を目指すことを求めています。

そして、さきの議会でも是非条例制定してあげたいという署名が1万2,110筆あって、さらにこれまでの取組で、1,100筆を超える署名も加えられたと聞いておりますので、この戦後80年の機会に、そしてまた語り部として戦争を体験された方々が存命のうちに、是非このことを条例として捉えて、平和の尊さ、大切さを後世に語り継ぐ契機となるように、是非お願いしたいと申し上げまして、採択していただきたいという趣旨を申し上げさせていただきました。

立川了大委員

私からは、継続審査という立場で少し申し上げたいと思います。

本請願は、徳島大空襲から80年、また終戦から80年という節目の年を迎えるに当たり、7月4日を徳島県平和の日と定め、条例化を求めるものであり、戦争の惨禍を語り継ぎ、恒久平和への誓いを新たにするという趣旨については、我が会派としてもその重要性を共有するものであります。一方で、請願内容及び提出された条例案につきましては、なお慎重な検討を要する論点が複数存在しております。

まず、平和の理念を共有するに当たり、特定の空襲被害の日付のみを持って、県全体

の平和の日と定めることが妥当かという点であります。

県内には徳島大空襲のほかにも複数の被害があり、被害規模の大小だけで特定日を選定することについては、県全体の記念日としての公平性の観点から慎重な判断が求められます。

また、提出された条例案では記念行事の実施が明記されておりますが、県内各市町村議会から提出されている意見書にはこの記念行事に関する記述がなく、市町村議会との認識に差異が見られる点も整理が必要であります。

そもそも平和を祈念し確認する日は、行事開催を伴わない祈念条例、これは祈る、祈って念じるっていう漢字ですけど、祈念条例とするべきではないかとの意見もあります。

さらに、県や市町村戦没者追悼式等が毎年開催されていることを踏まえ、その追悼日をその都市の平和の日、あるいは記念日と位置付けるほうがより自然で広がりのある枠組みになるのではないかと指摘もございます。

以上の点を総合いたしますと、平和を普及し、基本的人権を尊重する社会を目指すという目的そのものには党派として異論はございません。

しかし、県全体の条例として制定するに当たっては、日付の選定方法、記念行事の要否、理念と条文の整合性、既存の追悼式との関係など、解決すべき論点が多岐にわたっております。

したがって、拙速に結論を出すことは適当ではなく、より丁寧で幅広い議論を重ね、県民の理解と納得を得られる形を追求するためにも、本請願につきましては継続審査とすることが妥当であると考えております。

古野司委員長

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第18号、インボイス制度の見直し及び負担軽減措置の延長を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第18号、インボイス制度の見直し及び負担軽減措置の延長を求める請願について、御説明させていただきます。

令和元年10月1日から消費税率が引き上げられ、軽減税率8%と標準税率10%が導入されました。

また、この軽減税率の導入によって、税率8%のものと10%のものが混在することから、取引時の税率や税額を正確に把握し、適正な課税を確保するため、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が導入されました。

同時に、インボイス制度の円滑な導入と、特に影響の受けやすい小規模事業者や免税事業者に配慮するため、新たに課税事業者となった事業者が実際の仕入割合に関係なく納税額を売上税額の2割とできる、いわゆる2割特例や、本来、仕入税額控除の対象とならない免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の8割の控除を認める、いわゆる8割控除といった特例措置が、令和8年9月30日を期限とする経過措置として設けられています。

なお、この特例措置につきましては、現在、与党税制調査会において、期限の延長の是非が審議されているところです。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第6号、請願第16号、請願第18号

これをもって、知事戦略局・企画総務部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時36分）